

〔論文〕

政府職員が知覚する「行政の無謬性」： 神話、主義、前提、そして圧力（1）

中西善信

1. イントロダクション

組織が環境に適応し、生き続けるためには、自らの行動の結果を省察し（Schön, 1983）、行動パターンを更新する必要がある。これは、政府を含む公組織にもあてはまる¹⁾。政府は、政策を見直し、改善しなければならない。しかし、日本の中央省庁及び地方自治体は、省察が不十分だと批判される。政策評価の制度はあっても本来の目的を十分に達成しておらず、形骸化していると指摘される（田中、2019）。

このような日本の政府の振る舞いを象徴する言葉が、「行政の無謬性」（government infallibility）である。この語は、政府機関は自らを無謬で完全な存在と考え、それゆえ自らの行動を反省し修正する必要がないと考えているとの批判である（有馬、2009；西尾、2018；新藤、2019）。完璧を目指すことが望まれるとしても、無謬性を過剰に迫り過ぎることは弊害を伴う。例えば、無謬性の過剰な追求は柔軟に政策を変更することの障害となる（加藤、2009；佐藤、2019；但木、2009）。さらに、自らの無謬を装おうとして、文書偽造のような不適切な事象を引き起こす可能性がある（村木、2013）。一方、無謬性を求める外圧が政府の行動を制約し、適切な政策を選択することを妨げることがある（嘉田ら、2010）。このように、行政の無謬性は、政府の行動に対する重要な規定因であると考えられる。

ところで、Nakanishi（2024）は、先行研究レビューに基づき、メディアにおいて行政の無謬性が以下の4側面について言及されていることを見出した。すなわち、政府は決して間違ふこ

とがないという「神話」、政府は間違ってはならないという政府自身にとっての「主義」、政府は間違いを犯すはずがないという政策立案及び実行時の「前提」、そして政府は間違いを犯してはならないという外部からの「圧力」である。先行研究は、これら4側面のいずれかを扱ってきた。

しかし、先行研究の多くは理論的考察や法制度に関する検討である。「行政の無謬性」に関する政府職員の実際の認知や、その認知が職員の行動に及ぼす影響に関する経験的な検討は十分でない。そこで本研究は、政府職員からみた行政の無謬性を探索することを目指す。リサーチクエスションは、「政府職員は、行政の無謬性をどのように捉えているのか、その認知は行動にどのように影響しているか」である。この問いに迫る第一歩として、本研究は、質問紙調査を通じて政府職員の声を広く収集し、これを分析する。

その結果、必ずしも無謬主義や無謬前提をよしとしていないという政府職員の認識や、無謬前提を強いる法制度の存在を明らかにした。すなわち、行政の無謬性に対するメディアの批判は正確ではない。さらに、過剰な無謬圧力の弊害の実態を明らかにした。メディアは、自らの行為の弊害を顧みず政府に圧力をかけているのである。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、行政の無謬性とメディアの影響に関する先行研究の主張を概観する。次に、分析方法とデータについて説明し、分析結果を示す。その上で、結果を先行研究と比較する形で考察し、結論を述べる。なお、上記のうち本稿（1）では、結

果のうち記述統計（政府職員の認知の概要）に至るまでを示す。回答の解釈やそれに基づく考察および結論については、（2）にて示す。

2. 理論的背景

Nakanishi（2024）は、先行研究レビューに基づき、日本の行政の無謬性が、以下の4つの側面に関して言及されていることを見出した。すなわち、神話、主義、前提及び圧力である。本節では、それら側面の意図と、先行研究の主張を概観する。

2.1. 無謬神話

「無謬性神話」とは「政府は決して間違いを犯さないという根拠なき共通信念」（Nakanishi, 2024, p. 2）をいう。この語は、メディアや野党による政府批判の文脈で頻繁に使われている。しかし先行研究は、「外部からみた無謬神話」は過去の遺物に過ぎず、市民はもはや政府を無謬とは見ていないと主張する。そのきっかけは、1990年代に生じた官僚による一連の不祥事である（岩本、2007）。不祥事が政府への信頼を棄損し、もはや無謬ではありえないと思わせるに至ったという。また、情報公開法の制定や透明性を求める外部圧力の結果、政府はその瑕疵を隠しきれなくなり、自らを完璧と見せ続けることが困難になった（西尾、2018）。

一方、新聞は、政府職員が自らを無謬だと信じる「内的無謬神話」は健在と主張する。そして以下に説明するように、新聞は、無謬神話信奉が、政府職員の驕りや無責任体質につながるという（例えば、日経、2017年6月16日）。さらに、行政職員による「内的無謬神話」の信奉が、次に述べる無謬主義（無謬を追求しようとするドクトリン）や無謬前提（無謬であることを前提とした政策決定・実行）を強めるのである（Nakanishi, 2024）。

2.2. 無謬主義

無謬主義とは、「『政府は間違いを犯してはならない』というドクトリン」（Nakanishi, 2024, p. 2）をいう。この原則に従い政府は施策を完

璧に実行しようとする（渡邊、2006）。たとえば、無謬性担保は日本の公共調達の基本原則である（碓井、1994）。この原則に基づき調達担当者は、一定の品質を確保し、期限内に工事を完成させ、会計検査に合格しなければならない。

しかし、無謬主義への過度の固執は政策立案・実行におけよう意思決定の遅延といった副作用をもたらす。「絶対に失敗しない」と確信するまで、政府は政策実行に踏み切れないからである（岩本、2007）。新聞も、無謬主義への固執は変化の激しい現代社会に適さないと指摘する。失敗を恐れず、むしろ試行錯誤を行う形で政策立案・実行すべきとの主張である（日経、2022年2月22日）。

2.3. 無謬前提

無謬前提とは「『政府は間違いを犯さない』という政策立案・実行時の前提」をいう（Nakanishi, 2024, p. 3）。無謬前提は、政府に対して、将来にわたって行政の無謬性が保証されるような意思決定（のみ）を行い、また、（現実とは無関係に）過去の意思決定が無謬であるとみなされるような行動をとるよう促す。

無謬前提のもとで政府は、目標を完璧に達成するため、あるいはそのように見せかけるため、当初より目標水準を下げたり、事後的に目標達成を装ったりする。重要なのは、無謬前提の関心は、無謬の「体裁」を保つことにあるという点である。この点において無謬前提は、本質的な成果達成と向上を目指す無謬主義と異なる。

無謬前提は、政策形成及び実行の各段階において、政府の行動に悪影響を及ぼす。政策形成段階において政府は、成功が約束された政策しか立案しなくなる（完璧の想定）。また、政策実行段階においては、既定の政策の変更や中止が必要になってもそれをためらったり（政策変更忌避）、無謬性を確保するために欠陥を取り繕おうとしたりする（取り繕い）。以下、無謬前提の「意図せざる結果」を取り上げる。

2.3.1. 政策形成段階

政策形成段階では、将来において政府が間違

いを犯さないと想定される。このため政府は、無謬性を前提に政策を立案し、制度を整備する。その志向性は以下のとおりである。

リスク回避 政府は無謬前提を担保するため、あらかじめ想定された完璧さを求めリスク回避的な政策を立案する。このリスク回避志向のもと、COVID-19 対応において、「失敗を前提にした議論」が行われず（日経、2021年3月7日）、適切な対策を取ることができなかった（Kaneda et al., 2023）。

完璧の想定 また、政府は完璧であって「失敗は生じないはず」なので、政策を策定する際に将来起こりうる失敗を想定したシナリオを構築することができなくなる。日経（2018年5月22日）によれば政府は、「政府は財政再建に責任があるのだから、それが失敗したときに起きる『財政破綻後』を考えてはならない。日本銀行は2% インフレを達成する責任があるのだから、達成できなかった場合の『出口戦略』を考えてはならない。」と考えている。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）は、公務員による情報漏洩について、政府機関に対する罰則を定めていない。行政機関が罰則の対象となるような誤りを犯すはずはないと想定されるからである（読売、2002年6月8日）。

2.3.2. 政策実行段階

省察の障害 政策実施段階では、無謬前提が過去の政策に対する省察の障害となる（小林、2021）。そもそも政府は完璧であるはずだから、省察もこれに伴う改善も必要ないというロジックである。「ある政策を成功させる責任を負った当事者の組織は、その政策が失敗したときのことを考えたり議論したりしてはいけない」と政府は考えているというのである（日経、2018年5月22日）。

政策変更忌避 ひとつたび実行された政策を変更すると、「当初政策は完璧でなかった」と評価され、行政の無謬性が棄損される。このため政府は「見かけの無謬」の堅持を志向する無謬前提のもと、最初の政策決定を修正する必要があると認識しても、政策変更を回避しようとする

（小林、2021）。たとえば、1972年、日本銀行は、自らの無謬前提に囚われ、公定歩合引き上げが求められる局面においてこれをできなかった（大山・佐分利、1992）。日銀は、公定歩合を引き上げることが、直前に下した「公定歩合引き下げ」という自らの決定の無謬性を棄損すると考えたのである。その結果日銀はその後の過剰流動性を招いてしまった。但木（2009）は、厚生労働省が過去のハンセン病患者隔離政策の国家賠償請求訴訟で控訴にこだわったのは、控訴断念によって敗訴を受け入れることにより当初方針の無謬性を傷つけられることを懸念したからだと主張している。Kaneda et al.（2023）は、初期の政策への固執がCOVID-19パンデミックに対抗するための有効な措置の実施を妨げたとしている。他の政策領域においても、1980年代後半のバブル経済崩壊を受けた経済政策における不手際（日経、2001年7月22日）や狂牛病の上陸阻止失敗（日経、2002年1月21日）は、無謬前提への固執に伴う政策変更回避の結果と指摘される。

取り繕い（不適切な事後処理） 無謬前提のもと、政府は、自らの無謬性を取り繕うため、不適切な行動（極端な場合、不祥事につながる）を取ることがある。先に説明したように、公共調達において調達者は、無謬前提のもと自らの積算額（予定価格²⁾）に「合理的に近い」価格での落札を望む。このような「妥当な」落札価格を確保するため、極端な場合、調達者が談合を主導することもある（楠、2017）。警察や検察も自らの威容を保つため捜査の無謬性を保とうとする（新田、2001）。このため、たとえ当初方針に誤りがあったとしてもそれを取り繕おうとする。このような姿勢が無理な取り調べや真実からかけ離れた文書作成につながる（村木、2013）。こうして無謬前提が冤罪を生むのである。大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件（10月2日、朝日、2010年10月22日；産経、2011年9月8日）や、女性事務員冤罪事件（産経、2023年4月24日）は、その例である。これらの事件では、警察や検察は当初想定した事件の枠組みに固執し、その誤りが露呈してもこれを修正しなかった。

秘密主義 無謬前提に固執することは、上記のようなスキャンダルの温床となる秘密主義にもつながる。すなわち政府は、自分の誤りを暴く可能性のある情報を隠そうと試みる。神奈川県警の覚せい剤使用隠蔽事件（日経、1999年11月17日；読売、1999年11月13日）はその例である（新田、2001）。このように、不自然なまでの無謬性の追求が不祥事の温床となると指摘される（日経、2010年9月22日）。

2.4. 無謬圧力

無謬追求志向は、政府内部からのみ生じるわけではない。外部すなわちメディアや市民も、政府（村木、2013）やその指導者（Arendt、1958）が無謬であることを強く求める。本稿では、このような「『政府は誤ってはならない』という外部圧力」（Nakanishi、2024、p. 12）を無謬圧力とよぶ。無謬圧力のもと、政府は無謬主義を強める。

完璧志向自体は行政行為の成果向上につながるものであり、一義的には望ましい姿勢だろう。しかし無謬圧力は、意図せざる結果として無謬前提をも強める。すなわち、オーディエンスが無謬を求める結果、政府は、意思決定に時間を要するようになり、また、失敗のないリスク回避的行動を選択するようになる（嘉田ら、2010）。また政府は、責任が自らに及ばないよう、外部に責任を転嫁するような仕組みを作る。自治体による、法的根拠なき外部委員会の設置は無謬圧力の帰結である（永松、2019）。委員会の勧告に従うという形を取ることで、自治体は、たとえ実質的な意思決定を自らが行っていたとしても問題発生時の責任を回避することができるのである。

しかしこれまで先行研究（例えば、嘉田ら、2010）が無謬圧力による政府への負の影響を指摘する一方で、メディアは、無謬圧力についてほとんど言及しておらず、この外部圧力の弊害を十分に認識していない（Nakanishi、2024）。

もちろん近年は少数ながら外部からの無謬圧力が行政の無謬主義を強化するとの記事も存在する（朝日、2013年4月11日；日経、2022年2月22日）。無謬圧力にさらされた政府が、体

裁を保つために、無謬前提に一層偏るとも指摘される（朝日、2005年2月28日）。こうして、外部からの無謬圧力が、試行錯誤を妨げ、結果的に、行政のデジタル変革を遅らせていると指摘される（日経、2023年5月25日）。

しかし、重要なことに、これらの記事は、圧力行使者として、自らを含むメディアではなく、一般市民を想定している。メディアは政府に対する強力な圧力行使者であるはずなのに（Christensen & Yoshimi、2001；Kodate、2012；Krause、2015；McQuail、2003；Reichersdorfer et al.、2013；Yazaki、2017）、稀な記事（朝日、2013年4月11日）を除き、自らの圧力の副作用にかかるメディアの言及は十分でない。メディアは、自らの行動とその意図せざる帰結を意識することなく、政府に圧力をかけているのである（Nakanishi、2024）。このようにメディアは、政府職員による無謬神話信奉を批判する一方で、自らによる無謬圧力（とその副作用）についてはほとんど触れていないのである。

2.5. 小括

このように、先行研究によれば、「行政の無謬性」という用語は、神話、主義、前提、圧力という4つの異なる側面を持っている。それらのうち、無謬神話については、不祥事や情報公開の制度化の結果、外部者はもうこれを信じていないと、先行研究は主張する（例えば、岩本、2007；小林、2021；西尾、2018）。一方、メディアによれば、政府内部ではいまだ無謬神話が根強く信じられているという。

また、無謬主義や無謬前提に固執する政府の態度は、様々な弊害を生じさせていると先行研究により指摘され（岩本、2007；楠、2017；村木、2013；大山・佐分利、1992；但木、2009）、新聞によっても批判されている。「行政の無謬性」は、政権を批判するためのレッテルとして「名詞化」されているといっておいたろう（Best、1990；伊藤、1996；中原、2023）。

このような神話、主義、前提に関する議論がある一方で、無謬圧力に関する検討は十分ではない。特に、新聞が外部からの無謬圧力に言及することはほとんどない。朝日（2013年4月11

日)や日経(2023年5月25日)のように、新聞記事は、市民による過剰な外部無謬圧力の悪影響を指摘しながらも、メディア自らの圧力が行政の無謬性原則や無謬性前提への固執を強める可能性を十分には認めていない。また、市民からの無謬圧力の影響についても、いくつかの領域での論考(嘉田ら、2010;永松、2019など)はあるものの、その考察範囲は限定的である。このため、無謬圧力が行政に及ぼす影響についての、エンピリカルな検討が望まれる。

このように、先行研究が行政の無謬性の各側面が行政行為に及ぼす影響を検討してきた一方、当の政府職員たちがこれをどのように捉えているのか、その実態に迫った研究は見当たらない。Nakanishi(2024)は新聞記事の言説の分析を通じて外部が行政の無謬性をどのように見ているかを明らかにしたが、内部者はこれとは異なる見方をしているかもしれない。

政府職員及び政府組織の行動を知る上で、内部者の認知を知ることが重要である。内部者の認知を知ることなく、本当に自己神話を信じているのか、本当に主義や前提に囚われて行動しているといえるのか、判断はできない。また、新聞が意識しない圧力がどの程度政府職員の行動に影響しているのか、当事者の認知を知ることなく、断言することはできない³⁾。そこで本研究は、政府職員からみた行政の無謬性を探索することを目指す。我々のリサーチクエスションは、「政府職員は、行政の無謬性をどのように知覚しているのか、そして、その知覚は行動にどのように影響しているか」である。

3. 方法

本研究では、行政の無謬性に関する政府職員の認知を探索する第一歩として、質問紙調査を行った。データは、調査会社を通じて2024年6月3~5日の間に収集した。43,938人に質問紙を送付し、1,473人から回答を得た(回収率=3.4%)⁴⁾。質問紙を送付した対象は、当該調査会社に登録しているモニター(20~60歳)のうち基本属性「職業」で「公務員・団体職員」を選択している者である。回答者のプロフィール

は表1のとおりである。

表1 回答者

| 属性 | 回答 |
|-----------|---|
| 性別 | 男: 1199 (81.4%) 女: 274 (18.6%) |
| 所属 | 国(総合職): 75 (5.1%) 国(一般職): 371 (25.2%) 国(専門職): 227 (15.4%) 地方自治体: 563 (38.2%) 独立行政法人: 237 (16.1%) |
| 職種 | 行政系: 510 (34.6%) 専門職系: 138 (9.4%) 技術系: 188 (12.8%) 心理系: 7 (0.5%) 福祉系: 26 (1.8%) 公安系: 278 (18.9%) 資格免許職系: 249 (16.9%) その他: 77 (5.2%) |
| 公務員経験合計年数 | < 1: 17 (1.2%) < 5: 76 (5.2%) < 10: 94 (6.4%) < 15: 115 (7.8%) < 20: 143 (9.7%) < 25: 205 (13.9%) < 30: 243 (16.5%) < 35: 314 (21.3%) < 40: 215 (14.6%) 40+: 51 (3.5%) |

n = 1473

出所: 筆者

主な質問項目は表2のとおりである。なお、「あなたは『行政の無謬性』を、どのようなものと解釈していますか?」の質問における選択肢は、基本的に「理論的背景」において抽出した行政無謬の4側面(神話、主義、前提、圧力)に対応している。ただし、神話、主義、前提といった語は、それらの持つ強い響きから、回答者にバイアスや拒否感を生じさせる可能性がある。このため、そのような影響を避けるため、これらの語はそれぞれ以下のように表現を置き換えた。すなわち、神話は、「行政は、その政策の決定や執行において、決して間違えることがない」という行政自身の「信念」に言い換えた。主義は、「行政は、その政策の決定や執行におい

て、間違っはならない」という行政自身の「志向」に言い換えた。前提は、「行政は、過去の政策の決定や執行に関して、間違ったと認めてはならない」という行政自身の「姿勢」に言い換えた。また、それら4側面に加え、無謬であることに固執する姿勢全般に対する「批判」も選択肢に加えた。政府職員からみた行政の無謬性を正確に捉える上で、他の側面と切り離して質問した方が回答しやすいと判断したためである。

なお、この調査は、「行政組織による既存の決定の変更に関する調査」の一部として行われた。また、趣旨に同意した回答者のみが具体的設問への回答に進む形の設計とすることにより、回答者のインフォームドコンセントを得た。

表2 主な質問

| 質問 |
|--|
| (1) あなたは「行政の無謬性」について、何らかの意味で聞いたことがありますか？（はい/いいえ/わからない から選択） |
| (2) あなたは「行政の無謬性」を、どのようなものと解釈していますか？（以下から複数選択） |
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「行政は、その政策の決定や執行において、決して間違えることがない」という、行政自身の「信念」（「無謬神話」に相当） ➢ 「行政は、その政策の決定や執行において、間違っはならない」という、行政自身の「志向」（「無謬主義」に相当） ➢ 「行政は、過去の政策の決定や執行に関して、間違ったと認めてはならない」という、行政自身の「姿勢」（「無謬前提」に相当） ➢ 「行政は決して間違っはならない」という外部（メディア等）からの「期待」・「圧力」（「無謬圧力」） ➢ 「行政は自らの間違いを認めようとしなない」という外部（メディア等）からの「批判」（「無謬前提」に対する批判） ➢ その他 |
| (3) 上記を選んだ理由（自由記述） |
| (4) その他のコメント（自由記述） |

出所：筆者

自由記述による回答を分析するには、雑多な

記述を、意味のあるグループに分類しなければならない。このため、グラウンデッド・セオリー・アプローチ（Strauss & Corbin, 1998）の方法を準用した。すなわち、回答から研究目的に関連する部分を回答から抽出し、コード化した。次に、神話、主義、前提、圧力及び批判の各カテゴリーそれぞれについて、関連するコードを、それぞれの由来、理由、弊害、のぞまれる姿等のサブカテゴリーにグループ分けした。次に、サブカテゴリー間の関係を検証した。また、バイアスを防止するために、結果とデータを継続的に比較した。分析には、質的データ分析ツール MAXQDA（Version Plus 2020）を使用した。

4. 結果

本研究の主目的は、行政の無謬性を政府職員がいかに認識しているかを明らかにすることである。ただし本節では、その内容の分析結果を提示する前に、そもそも、どの程度の政府職員が「行政の無謬性」を認知しているか、統計分析の結果を示す。

4.1. 「行政の無謬性」の認知度

有効回答（n=1473）中、「あなたは『行政の無謬性』について何らかの意味で聞いたことがありますか？」の質問に対して、「はい」と回答した者は337人（22.9%）、「ない」が604人（41.0%）、「わからない」が532（36.1%）であった。この数字だけでは、「行政の無謬性」が政府職員にとって一般常識といえるか否か判断できない。しかし、全ての政府職員とはいえなくとも、一定程度（4人に1人）が行政の無謬性との語を耳にした経験があるということができよう。

表3は、回答者の「行政の無謬性」の認知度について、所属組織属性別に示したものである。カイ2乗検定の結果、 $p = .0015$ であり、所属組織間で有意な差がある。個別の検定は行っていないが、国家公務員（総合職）において、認知度が高い。このカテゴリーでは42.7%が「はい」と回答しており、「いいえ」（29.3%）より多い。「はい」が「いいえ」よりも多いのは、国

表3 「行政の無謬性」の知覚（所属別）

| 所属 | はい | いいえ | わからない | 計 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 国（総合職） | 32 (42.7%) | 22 (29.3%) | 21 (28.0%) | 75 (100%) |
| 国（一般職） | 84 (22.6%) | 169 (45.6%) | 118 (31.8%) | 371 (100%) |
| 国（専門職） | 41 (18.1%) | 95 (41.9%) | 91 (40.1%) | 227 (100%) |
| 地方自治体 | 124 (22.0%) | 226 (40.1%) | 213 (37.8%) | 563 (100%) |
| 独立行政法人 | 56 (23.6%) | 92 (38.8%) | 89 (37.6%) | 237 (100%) |
| 計 | 337 (22.9%) | 604 (41.0%) | 532 (36.1%) | 1473 (100%) |

$n = 1473$

出所：筆者

家公務員総合職のみである。

表4は、回答者による「行政の無謬性」の認知度について、職種別に整理したものである。カイ2乗検定の結果、 $p = .0007$ であり、職種間で有意な差がある。職種中、とくに行政系と

専門職系は、「無謬」を耳にした経験を有意に認識している。なお、心理系が最も高い認知度（42.9%）を示しているが、人数が7人と小さいので、評価は避ける。一方、公安系や資格免許職系において「行政の無謬性」の認知度は低い。

表4 「行政の無謬性」の知覚（職種別）

| 職種 | はい | いいえ | わからない | 計 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 行政系 | 149 (29.2%) | 199 (39.0%) | 162 (31.8%) | 510 (100%) |
| 専門職系 | 38 (27.5%) | 60 (43.5%) | 40 (29.0%) | 138 (100%) |
| 技術系 | 40 (21.3%) | 71 (37.8%) | 77 (41.0%) | 188 (100%) |
| 心理系 | 3 (42.9%) | 2 (28.6%) | 2 (28.6%) | 7 (100%) |
| 福祉系 | 4 (15.4%) | 12 (46.2%) | 10 (46.2%) | 26 (100%) |
| 公安系 | 51 (18.3%) | 129 (46.4%) | 98 (35.3%) | 278 (100%) |
| 資格免許職系 | 42 (16.9%) | 99 (39.8%) | 108 (43.4%) | 249 (100%) |
| その他 | 10 (13.0%) | 32 (41.6%) | 35 (45.5%) | 77 (100%) |
| 計 | 337 (22.9%) | 604 (41.0%) | 532 (36.1%) | 1473 (100%) |

$n = 1473$

出所：筆者

表5は、「行政の無謬性」のどの側面を認識しているかについて質問した結果である（複数回答）。何らかの形で行政の無謬性について聞いたことのある人（ $n=337$ ）のうち、ほぼ半数（49.9%）が主義を認識していた。第2が前提（28.8%）であった。次いで、批判（23.4%）、神話（22.2%）、圧力（21.4%）がほぼ同じ割合で続いていた。なお、認識している側面については、回答者の所属組織や職種間で有意差はみられなかった。

表5 「行政の無謬性」の解釈（複数回答可）

| 側面 | 「行政の無謬性」の解釈 (%) |
|-----|-----------------|
| 神話 | 75 (22.2%) |
| 主義 | 168 (49.9%) |
| 前提 | 97 (28.8%) |
| 圧力 | 72 (21.4%) |
| 批判 | 79 (23.4%) |
| その他 | 8 (2.4%) |
| 計 | 337(100%) |

$n = 337$ （「行政の無謬性」を知覚している回答者の数）

出所：筆者

5. 小括

本稿は、政府職員が知覚する「行政の無謬性」に関して、先行研究を概観した。そのうえで、「政府職員は、行政の無謬性をどのように捉えているのか、その認知は行動にどのように影響しているか」とのリサーチクエストを探索するための方法を示し、結果のうち記述統計（政府職員の認知の概要）を示した。回答の解釈やそれに基づく考察および結論については、続編（2）にて示す。

注

- 1) 政府の範囲の範囲は様々な形で定義可能である。例えば議会は行政執行機関から見れば外部であるが、住民からは政府の一部とみられることもある（山口、1998）。省庁職員にとって所管大臣は、自組織のトップと見られることも、自組織外にある直上階層とも見られることもある。本稿は、この問題に深入りせず、行政機関として、省庁や地方自治体に加え、行政執行部（内閣）や司法機関（裁判所、検察）も含めている。
- 2) 予定価格とは、公共調達において発注者が入札に先立ち自ら算定した積算額をいう。予定価格は、入札成立のための上限価格として適用される。また、落札価格を予定価格で除した数値は、落札率とよばれる。
- 3) もちろん、当事者の告白が全て真実だとはいえない。嘘をついていたり、思い違いをしている可能性がある。この点は今後の検討課題としたい。
- 4) この低い回収率の理由として、以下が考えられる。第1に、本調査は、本研究の分析対象以外の質問も含め、回答者にとって負担の大きい自由記述式の項目を多く含んだ。第2に、調査会社のモニターに、そもそも参加意思の低いものが多く含まれていた。第3に、回答期間（3日間）が短かった。

謝辞

本研究は公益財団法人日本証券奨学財団の助成金を受けたものです。

参考文献

Arendt, H. (1958). *The origins of totalitarianism* (2nd

ed.). Meridian Books.

有馬昌宏(2009)。「『官』の情報システムに期待される信用の評価の試み」『経営情報学会』2009年春季全国研究発表大会要旨集。https://doi.org/10.11497/jasmin.2009s.0.78.0

Best, J. (1990). *Threatened children: Rhetoric and concern about child-victims*. University of Chicago Press.

Christensen, M., & Yoshimi, H. (2001). A two-country comparison of public sector performance reporting: The tortoise and hare? *Financial Accountability & Management*, 17(3), 271-289. https://doi.org/10.1111/1468-0408.00131

Eisenhardt, K. M., & Graebner, M. E. (2007). Theory building from cases: Opportunities and challenges. *Academy of Management Journal*, 50(1), 25-32. https://doi.org/10.5465/amj.2007.24160888

Ito, S. (1996). “Kokoro no mondai” toshitenno ijime-mondai [Ijime (bullying) constructed as a problem of mind]. *Kyōiku Shakaigaku Kenkyū*, 59, 21-37. https://doi.org/10.11151/eds1951.59.21

岩本美砂子(2007)。「日本における女性政策ナショナルマシナリーの分析：『無私・無謬の官僚』神話と女性政策マシナリーの困難」『三重大学法経論叢』24(2)、1-40。

嘉田由紀子・中谷恵剛・西寫照毅・瀧健太郎・中西宣敬・前田晴美(2010)。「生活環境主義を基調とした治水政策論：環境社会学の政策的境位」『環境社会学研究』16、33-47。

Kaneda, Y., Ozaki, A., & Tanimoto, T. (2023). Rethinking Japan's infallibility principle for a better pandemic response. *Cureus*, 15(5), e39270.

加藤達治(2009)。「医師不足と民主主義」『東亜大学紀要』10、1-15。

小林慶一郎(2021)。「ウイズコロナ時代における日本経済の課題と変革について」『資本市場』(425)、18-25。

Kodate, N. (2012). Events, politics and patterns of policy-making: Impact of major incidents on health sector regulatory reforms in the UK and Japan. *Social Policy & Administration*, 46(3), 280-301. https://doi.org/10.1111/j.1467-9515.2011.00814.x

Krause, T. (2015). A natural experiment on media attention and public enterprise accountability. *Public*

- Organization Review*, 15 (2), 297–315. <https://doi.org/10.1007/s11115-014-0270-2>
- 楠茂樹 (2017)。『公共調達と競争政策の法的構造 (第2版)』上智大学出版会。
- McQuail, D. (2003). *Media accountability and freedom of publication*. Oxford University Press.
- 村木厚子 (2013)。『私は負けない：「郵便不正事件」はこうして作られた』中央公論新社。
- 永松伸吾 (2019)。「米国における『災害検証』とは何か」『災害情報』17 (2)、53–56。
- 中原翔 (2023)。『社会問題化する組織不祥事：構築主義と調査可能性の行方』中央経済社。
- Nakanishi, Y. (2024). Nature and consequences of ‘government infallibility’ in Japan: Analysis of newspapers’ narrative. *Cogent Social Sciences*, 10 (1), 2385054. <https://doi.org/10.1080/23311886.2024.2385054>
- 西尾隆 (2018)。『公務員制』東京大学出版会。
- 新田健一 (2001)。『組織とエリートたちの犯罪：その社会心理学的考察』朝日新聞出版社。
- 大山誠一・佐分利啓三 (1992)。「日銀は無謬性神話に安住してよいのか：金融政策には複眼的見識が必要不可欠」『エコノミスト』、60 (43)、46–51。
- Reichersdorfer, J., Christensen, T., & Vrangbaek, K. (2013). Accountability of immigration administration: Comparing crises in Norway, Denmark and Germany. *International Review of Administrative Sciences*, 79 (2), 271–291. <https://doi.org/10.1177/0020852313478251>
- 佐藤郁哉 (2019)。『大学改革の迷走』筑摩書房。
- Schön, D. (1983). *The reflective practitioner: How professionals think in action*. Basic Books.
- 新藤宗幸 (2019)。『官僚制と公文書：改竄、捏造、忖度の背景』筑摩書房。
- Strauss, A., & Corbin, J. (1998). *Basics of qualitative research: Grounded theory procedures and technique* (2nd ed.). Sage.
- Syed, M. (2015). *Black box thinking: The surprising truth about success*. Hodder & Stoughton.
- 但木敬一 (2009)。『司法改革の時代：検事総長が語る検察40年』中央公論新社。
- 田中秀明 (2019)。『官僚たちの冬：霞が関復活の処方箋』小学館。
- 碓井光明 (1994)。「日本の入札制度について」『公正取引』521、22–25。
- 渡邊法美 (2006)。「リスクマネジメントの視点から見たわが国の公共工事入札・契約方式の特性分析と改革に関する一考察」『土木学会論文集』62 (4)、684–703。
- 山口道昭 (1998)。「オンブズマン」、森田朗 (編著)『アカウンタビリティと自治体職員：分権時代の自治体職員』(pp.97–136) ぎょうせい。
- Yazaki, Y. (2017). Newspapers and political accountability: Evidence from Japan. *Public Choice*, 172 (3–4), 311–331. <https://doi.org/10.1007/s11127-017-0444-x>

